平成２３年（フ）第１０２号
北海道白老郡白老町字虎杖浜184番地44
債務者　山口　重洋
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福島県大沼郡会津美里町東尾岐字宮南甲4650番地
債務者　新山　松代
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
大阪府岸和田市岸城町４番20号スカイハイツ岸和田305号
債務者　下井正二郎
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目22番16号
債務者　竹岡　由浩
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
大阪府和泉市伏屋町２丁目５番43―101号
債務者　久堀　博子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７０号
大阪府和泉市伏屋町２丁目５番43―101号
債務者　久堀　麻由
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
大阪府和泉市伏屋町２丁目５番43―101号
債務者　久堀　会美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
大阪府和泉市肥子町１丁目２番20号サンケイマンション402号
債務者　有村由紀恵
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
大阪府貝塚市鳥羽271番地１メイゾン山野50E
債務者　中本　克也
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
大阪府貝塚市鳥羽271番地１メイゾン山野50E
債務者　中本可奈子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
大阪府阪南市鳥取中206番地の５
債務者　川本源太こと　鄭　　相奉
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
大阪府阪南市鳥取中206番地の５
債務者　川本こと　加藤　隆子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
大阪府岸和田市上松町651番地の10
債務者　山田　泰吏
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
大阪府泉大津市曽根町１丁目10番22号
債務者　清水　麻衣
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５９７号
大阪府和泉市今福町１丁目16番１号シエスタA102号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町２丁目６番33号
債務者　上田　智美（旧姓東原・濵田）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６００号
大阪府和泉市室堂町５番地の１―７―212
債務者　番場　里美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
大阪府和泉市和気町１丁目３番１号
債務者　辻　　達也
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係